

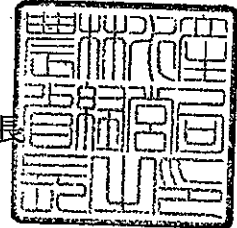


27 経営第 3328 号

平成 28 年 3 月 30 日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



「農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について」の一部改正
について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、「農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について」（昭和45年11月9日付け45農政第5207号農林省農政局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、別紙については国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。
なお、貴傘下団体に対して、貴職より周知をお願いします。

農業振興地域制度に係る税制上の優遇措置について（昭和45年11月9日付け45農政第5207号農林省農政局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 所得税</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 農用地区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 措置法第34条の3第2項第1号に規定する「農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定するあつせん」とは、次の要件に該当する農業委員会のあつせんである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ そのあつせんによつて土地等を取得させようとする者、次の要件に該当するものであること。</p> <p>なお、この場合、農地移動適正化あつせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）の7の(3)に規定する農地等の権利を取得させようとする者が2人以上いる場合におけるあつせんの順位の基準を尊重されるべきことはいうまでもない。</p> <p>(ア) その農業経営における当該土地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。</p> <p>ただし、農用地等を交換する場合であつて、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していない</p>	<p>第1 所得税</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 農用地区域内の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 措置法第34条の3第2項第1号に規定する「農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定するあつせん」とは、次の要件に該当する農業委員会のあつせんである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ そのあつせんによつて土地等を取得させようとする者、次の要件に該当するものであること。</p> <p>なお、この場合、農地移動適正化あつせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）の7の(3)に規定する農地等の権利を取得させようとする者が2人以上いる場合におけるあつせんの順位の基準を尊重されるべきことはいうまでもない。</p> <p>(ア) その農業経営における当該土地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。</p> <p>ただし、農用地等を交換する場合であつて、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していない</p>

が、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えて
いるか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、そ
の耕作農地の集団化に著しく寄与する場合、経営規模拡大の
目標として農業委員会が定める経営面積を超える農業者を
営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積
を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合又は権
利を取得させるべき者が新規就農希望者（新たに農業経営を
行おうとす者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに
農業経営を行おうとす者を除く。）をいう。以下同じ。）で
ある場合等当該地域における基準面積によることが相当でな
いと認められる場合を除く。

- (イ)・(ウ) (略)
- ウ・エ (略)
- (3)～(5) (略)
- 4・5 (略)

第2 法人税

- 1 交換分合により土地等を取得した場合の法人税の課税の特例
(1) 法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人を
含む。以下同じ。）が、その有する土地等につき法第13条の2第1項
の交換分合が施行された場合において、当該土地等に係る交換に
より土地等を取得したとき（その土地等とともに清算金を取得し
た場合を含む。）は、その法人の選択により、その交換分合により
取得した土地等について、当該取得した土地等の価額と譲渡した
土地等に係る帳簿価額との差額の範囲内で圧縮記帳ができ、又は、
当該交換分合により取得した清算金の額若しくは土地等の価額が
その譲渡した土地等に係る帳簿価額とその譲渡に要した経費の額
との合計額を超える場合のその超える部分の金額と5,000万円との
いずれか低い金額を損金の額に算入することができる（措置法第6
5条第1項第2号、第65条の2第1項、第68条の72第1項、第68条
の73第1項）。
- (2)～(4) (略)

2 農用地区域の土地等を譲渡した場合の特別控除

- (1) 農地所有適格法人が、その有する土地等を法第23条に規定す
る勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措
置法第65条の7から第65条の9まで又は第65条の11から第66

が、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えて
いるか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、そ
の耕作農地の集団化に著しく寄与する場合、経営規模拡大の
目標として農業委員会が定める経営面積を超える農業者を
営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積
を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合又は権
利を取得させるべき者が新規就農希望者（新たに農業経営を
行おうとす者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに
農業経営を行おうとす者を除く。）をいう。以下同じ。）で
ある場合等当該地域における基準面積によることが相当でな
いと認められる場合を除く。

- (イ)・(ウ) (略)
- ウ・エ (略)
- (3)～(5) (略)
- 4・5 (略)

第2 法人税

- 1 交換分合により土地等を取得した場合の法人税の課税の特例
(1) 法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人を
含む。以下同じ。）が、その有する土地等につき法第13条の2第1項
の交換分合が施行された場合において、当該土地等に係る交換に
より土地等を取得したとき（その土地等とともに清算金を取得し
た場合を含む。）は、その法人の選択により、その交換分合により
取得した土地等について、当該取得した土地等の価額と譲渡した
土地等に係る帳簿価額との差額の範囲内で圧縮記帳ができ、又は、
当該交換分合により取得した清算金の額若しくは土地等の価額が
その譲渡した土地等に係る帳簿価額とその譲渡に要した経費の額
との合計額を超える場合のその超える部分の金額と5,000万円との
いずれか低い金額を損金の額に算入することができる（措置法第6
5条第1項第2号、第65条の2第1項、第68条の72第1項、第68条
の73第1項）。
- (2)～(4) (略)

2 農用地区域の土地等を譲渡した場合の特別控除

- (1) 農業生産法人が、その有する土地等を法第23条に規定する勧
告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合には、措
置法第65条の7から第65条の9まで又は第65条の11から第66条

条の2までの規定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が当該譲渡をした土地等の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超える部分の金額と800万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できる（措置法第65条の5第1項、第68条の76第1項）。

(2) (略)

3・4 (略)

第3・第4 (略)

(別記様式) (略)

の2までの規定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が当該譲渡をした土地等の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超える部分の金額と800万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できる（措置法第65条の5第1項、第68条の76第1項）。

(2) (略)

3・4 (略)

第3・第4 (略)

(別記様式) (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。